

中小企業に対する金融機関の伴走支援や早期の事業再生 を後押しするための信用保証制度の開始について (中小企業庁)

信用保証協会は、2021年4月から、金融機関による中小企業者に対する継続的な伴走支援などを条件に信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を開始します。

また、「経営改善サポート保証制度」の要件を緩和し、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げます。

1. 伴走支援型特別保証制度

一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じてコロナ禍を乗り越えるための「経営行動計画書」を作成したうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げ。

【制度概要】

保証限度額	4,000万円
保証期間（据置期間）	10年以内（5年以内）
金利	金融機関所定
保証料率	0.2%（国による補助前は原則0.85%）
売上減少要件	▲15%
その他	<ul style="list-style-type: none">・セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けていること・経営行動計画書を作成すること・金融機関が継続的な伴走支援をすること（原則四半期に1度）等

2. 経営改善サポート保証（感染症対応型）制度

経営サポート会議（※）や中小企業再生支援協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」について、据置期間を最大5年に緩和したうえで、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる措置を開始。

（※）経営サポート会議：金融機関等の関係者により個別事業者の支援の方向性について意見交換する場で、信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み

【制度概要】

保証限度額	2億8,000万円（一般の普通・無担保保証とは別枠）
保証割合	責任共有保証（80%保証） ただし100%保証およびコロナ禍のSN5号からの借換については100%保証
保証料率	0.2%（国による補助前は原則0.8～1.0%）
金利	金融機関所定
保証期間（据置期間）	15年以内（5年以内）

<参考>

- [中小企業に対する金融機関の伴走支援や早期の事業再生を後押しするための信用保証制度を開始します（中小企業庁）](#)